

固定資産税関係

固定資産税（案）

平成18年度から平成20年度までの固定資産税及び都市計画税の土地に係る税負担の調整措置について、次のとおりとする。

1 土地に係る固定資産税の負担調整措置

(1) 宅地

① 商業地等

ア 負担水準が70%を超える商業地等については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とする。

イ 負担水準が60%以上70%以下の商業地等については、前年度の課税標準額を据え置く。

ウ 負担水準が60%未満の商業地等については、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とする。

ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。

エ 平成16年度から講じられている地方公共団体の条例による減額措置を継続する。

② 住宅用地

ア 負担水準が80%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置く。

イ 負担水準が80%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額に、当該年度の評価額に住宅用地特例率(1/6又は1/3)を乗じて得た額(以下「本則課税標準額」という。)の5%を加えた額を課税標準額とする。

ただし、当該額が、本則課税標準額の80%を上回る場合には80%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とする。

③ 据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する。

④ 著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置は廃止する。

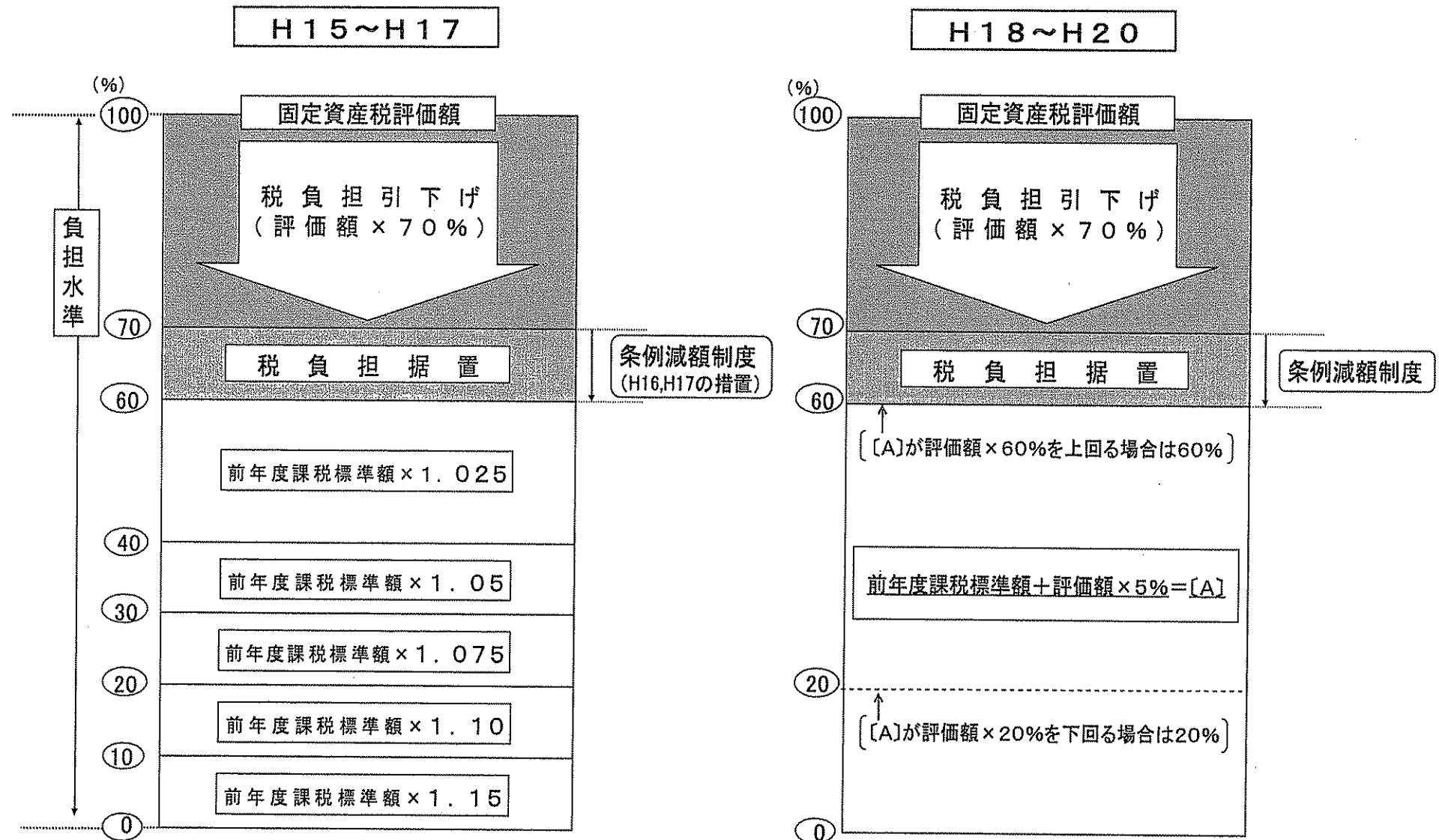
(2) 農地

一般農地及び一般市街化区域農地に対する負担調整措置は、現行と同様とする。
特定市街化区域農地については、従来どおり一般住宅用地と同様の取扱いとする。

2 土地に係る都市計画税の負担調整措置

固定資産税の改正に伴う所要の改正を行う。

負担調整措置の改正について【商業地等】



負担水準

$$= \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{当該年度の評価額}}$$

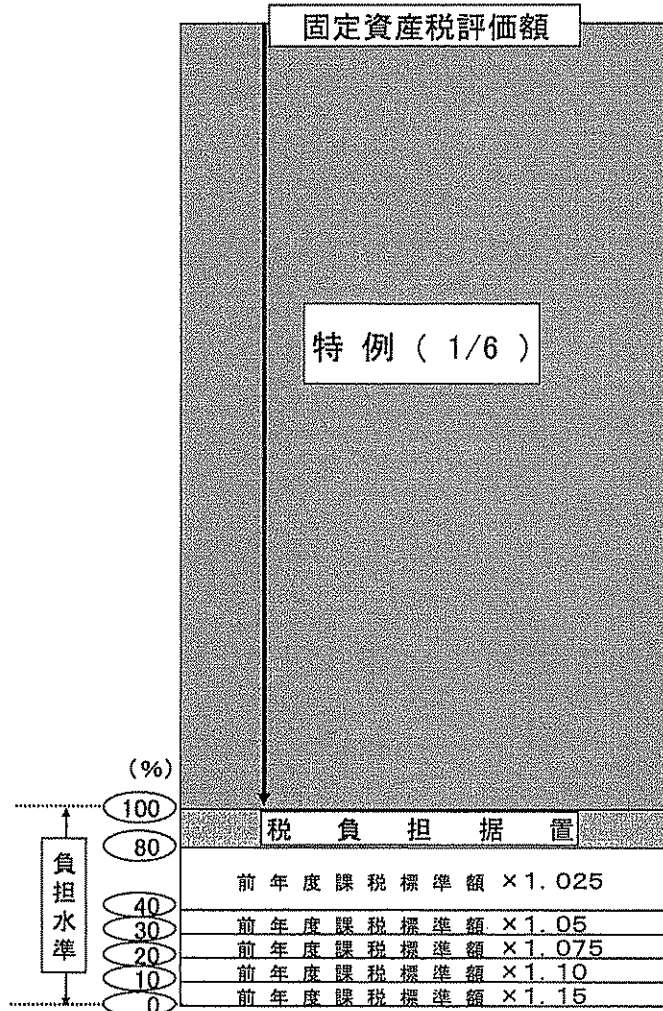
※ 別途、著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置がある。

※ 著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置は廃止。

負担調整措置の改正について【住宅用地】

《小規模住宅用地の場合》（一般住宅用地の場合は特例率1/3）

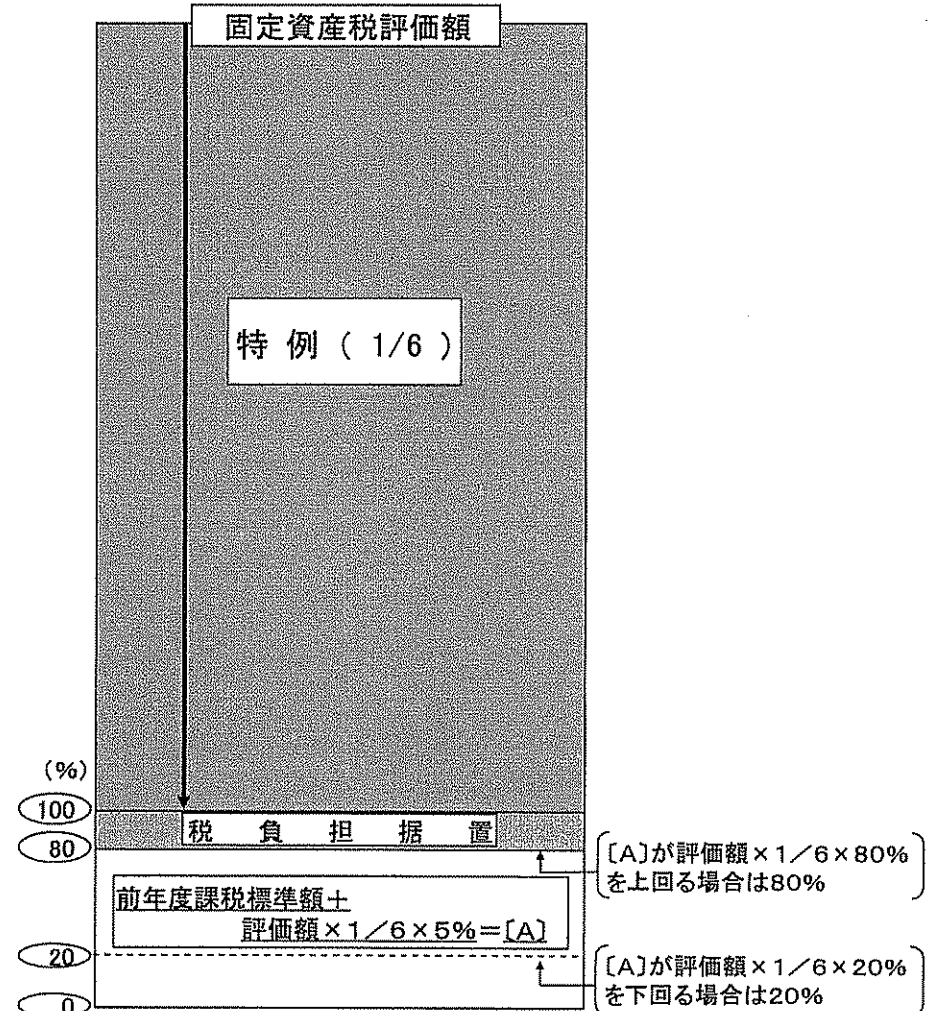
H15～H17



負担水準
= $\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{当該年度の評価額} \times 1/6}$

※ 別途、著しい地価下落に対応した
臨時的な税負担の据置措置がある。

H18～H20



※ 著しい地価下落に対応した臨時的な
税負担の据置措置は廃止。